

平成23年度 千葉県PM減少装置装着助成事業について

(申請手続きのご案内)

1 補助制度の概要

(1) 補助対象者

県内において1年以上引き続き事業を営んでいる中小企業者（個人事業者を含む）及び公益的法人等。（一般社団法人・一般財団法人を含む）
ただし、路線バス事業者については全ての事業者を対象とする。

(2) 補助対象車種（ディーゼルバス、トラック、特種車）

①県内に使用の本拠地があり、補助対象者が保有する車両
ただし、千葉市内に使用の本拠地がある乗合バスを除く。

②車両総重量が3.5トンを超える車両

③対象車両

下表の要件を満たす車両

種別	長期規制（平成10年、11年規制）の車両
型式	KK-、KL- 等
初度登録年月	平成16年4月以降

- 東京都・埼玉県に乗り入れる車両が対象となります。（新車時等に装置が装着されている車両があるので注意してください。）

※条例違反車両及び補助申請前に装置を装着済みの車両は補助対象になりません。

※装置装着後1年以内に装置を処分する場合（譲渡、廃車等）、事前に承認を受ける必要があるほか、補助金を返還していただくことになります。

(3) 補助対象装置

九都県市で定める粒子状物質減少装置

(4) 補助対象経費

ア 粒子状物質減少装置本体

イ 付属部品及び取付工賃（自社で装着作業を行う場合は、取付工賃を除く）

※ただし、消費税を除く。

(5) 補助率

装置装着に要する経費の1/4以内

(6) 補助限度額

車両総重量 8t超 7万円以内/台

8t以下 5万円以内/台

※1事業者当たりの補助限度額は100万円です。

2 申請期間・受付

(1) 補助金の申請は、次の受付期間内に実施します。

平成23年4月5日（火）～平成23年9月30日（金）

※初度登録平成16年4月の車両の受付期間は、平成23年4月5日から平成23年4月28日まで
初度登録平成16年5月の車両の受付期間は、平成23年4月5日から平成23年5月31日まで
初度登録平成16年6月の車両の受付期間は、平成23年4月5日から平成23年6月30日まで
初度登録平成16年7月の車両の受付期間は、平成23年4月5日から平成23年7月29日まで
初度登録平成16年8月の車両の受付期間は、平成23年4月5日から平成23年8月31日まで
初度登録平成16年9月以降の車両の受付期間は、平成23年4月5日から平成23年9月30日までとなりますので、申請にあたってはご注意願います。

(2) 受付時間

9：00～12：00、13：00～17：00の間に限ります。
なお、郵送による受付は行いません。

(3) 受付場所

県庁本庁舎3階 環境生活部大気保全課

※できるだけ公共交通機関を御利用願います。

※最寄り駅：JR本千葉駅、千葉都市モノレール県庁前駅

(4) 問い合わせ

環境生活部 大気保全課 自動車公害対策室 電話：043-223-3810

※申請方法等詳細につきましては千葉県ホームページをご参照下さい。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/jouhou/diesel-shien.html>